

- (3) 清算金明細書  
 (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第347号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づく処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成15年5月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日  
平成15年5月14日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
  - (1) 合資会社上田組  
天草郡天草町高浜乙第598番地  
代表社員 永田 文明  
熊本県知事許可（般－13）第294号
  - (2) 株式会社三宅工業所  
牛深市牛深町127番地の13  
代表取締役 三宅 千秋  
熊本県知事許可（般－12）第735号
  - (3) 株式会社川上工業  
熊本市出仲間八丁目6番25号  
代表取締役 川上 菊雄  
熊本県知事許可（般・特－13）第1819号
  - (4) 有限会社甲斐重機工業  
熊本市新土河原一丁目13番8号  
代表取締役 甲斐 昭七  
熊本県知事許可（般－14）第7405号
  - (5) 有限会社野田推進建設  
熊本市幸田一丁目7番17号  
代表取締役 野田 吉徳  
熊本県知事許可（般・特－12）第9038号
  - (6) 株式会社野口組  
熊本市御領六丁目1番14号  
代表取締役 野口 克郎  
熊本県知事許可（特－12）第2301号
  - (7) 新和プラント有限会社  
熊本市御領六丁目1番48号  
代表取締役 中道 和博  
熊本県知事許可（般－13）第13849号
- 3 処分の内容  
建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
上記7者については、営業所の確知ができず、その旨を平成15年4月2日付けで公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。  
このことが、建設業法第29条の2第1項に規定する場合に該当すると認められる。

**登載依頼****熊本県地方労働委員会告示第2号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

平成15年5月13日

熊本県地方労働委員会会長 清 正 寛

氏 名	現 職
清 正 寛	法政大学教授（熊本大学名誉教授） 熊本県地方労働委員会会長
竹 中 潮	弁護士 熊本県地方労働委員会会長代理
小 川 芳 宏	熊本日日新聞社監査役 熊本県地方労働委員会公益委員
西 平 茂 子	熊本県地方労働委員会公益委員